

	することを目的		する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し又は転貸する」
身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律	社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保すること	通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図り、もって情報化の均衡ある発展に資すること	通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進するための措置を講ずること
放送法	放送の「健全な発達を図る」	障害者の情報保障	
児童福祉法	児童及び知的障害者の福祉		「保護」「独立自活に必要な知識技能を与える」「独立自活に必要な指導又は援助」「治療」「日常生活の指導」
学校教育法	欠陥を補うために、必要な知識技能を授けること		学校での教育
予防接種法	健康被害の救済		「障害児養育年金」、「障害年金」「死亡一時金」、「葬祭料」、
公害健康被害の補償等に関する法律	健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保	「健康被害に係る損害を補填するための補償」と「被害者の福祉に必要な事業」	「障害補償費」
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法	医薬品の副作用による健康被害の迅速な救済を図ること		医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料の給付
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	国の責任」を果たす	被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図る	
著作権法	文化の発展に寄与すること	著作者等の権利の保護	著作者等の権利の保護の一部制限
公職選挙法	民主政治の健全な発達を期すること	公選が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保すること	代理投票、不在者投票
災害対策基本法	社会の秩序の維持と公共の福祉の確保	国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護	障害者等に対する特別な配慮
災害弔慰金の支給等に関する法律			災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律			受験要件を緩和、職業を保護、特別な配慮
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律			欠格条項
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	公共の安全を確保	放射線障害を防止	欠格条項
刑法			身体障害等を遺棄した者の罪を重くする
酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律	公共の福祉に寄与	過度の飲酒が個人的及び社会的に及ぼす害悪を防止	精神障害者の除外
石油需給適正化法	石油の需給を適正化	石油の適正な供給を確保し、及び石油の使用を節減するための措置	身体障害者でその生計を維持するため揮発油を確保することが不可欠である者に対し、特別な配慮をする
国有財産特別措置法	公共の利益の増進、民生の安定、産業の振興等に有効適切に寄与	国有財産の管理、処分における特例	身体障害者福祉法と知的障害者福祉法の規定に基づく施設への無償貸付

	させる		
--	-----	--	--

表 4 - 3 - 2 障害認定の目的の整理

1	①障害者（児）の福祉の増進	
	②障害者の（生活）自立促進	障害者の社会・経済・文化等への参加促進 社会復帰促進 雇用促進 障害者の機会の確保 障害者等の生活意欲の助長促進 職業リハビリテーション 学校教育 雇用の継続のための給付 職業に関する教育訓練 知識提供 情報保障 労働条件の確保 労働福祉事業 補装具の支給及び修理
	③障害者等の安定した生活を保障	障害者等の在宅福祉の促進 障害者等の生活の安定 経済的安定 資金の貸付 年金給付 手当支給 鉄道及船舶の運賃免除・割引 税金の控除や減免 公共交通機関の旅客施設の改善 公共交通機関車両の構造設備の改善 障害者の職業の安定 障害者の保護 知識の提供 情報保障 障害者等の救済 被爆者の健康の保持及び増進 損害補償 公共交通機関を利用した移動の利便性の向上 移動の安全性の向上 建築物の質の向上 居住環境の向上 都市機能の増進 都市環境の改善 円滑に利用できる建築物の建築の促進

		<p>通信・放送役務の利用に関する利便の増進</p> <p>市街地の整備改善</p> <p>賃貸住宅の供給・管理</p> <p>根幹的な都市公園の整備</p> <p>住宅整備</p> <p>低廉な家賃で賃貸し又は転貸</p> <p>通信・放送利用円滑化</p> <p>医療・療養の給付</p> <p>資金の貸付</p> <p>年金給付</p> <p>国立の保養所への収容</p> <p>旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設の整備を推進</p> <p>障害見舞</p> <p>禁止除外</p> <p> 駐車禁止事項除外</p> <p> シートベルト免除</p> <p>著作者等の権利の一部制限</p>
	④社会防衛	<p>権利制限</p> <p>障害の防止</p> <p>放射線障害防止</p> <p>最低賃金の適用除外</p> <p>免許証取得制限</p> <p>欠格条項</p> <p>義務付与</p> <p>盲人の杖盲導犬の携帯義務</p>
	⑤権利保障	<p>公選を確保</p> <p>代理投票</p> <p>不在者投票</p>
	⑥便宜提供	<p>国有財産の管理・処分における特例</p>
	⑦平等の確保	<p>受験要件を緩和</p>
	⑧国家賠償	<p>賠償金の支給</p>

表4-3-3 障害認定制度をもつ法律とまたない法律

分野	障害認定制度をもつもの	障害認定制度をもたないもの
障害者福祉	①身体障害者福祉法 ②知的障害者福祉法 ③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	①障害者基本法 ②障害者自立支援法
社会福祉	①生活保護法 ②介護保険法 ③生活福祉資金	
年金・手当	①国民年金法 ②厚生年金法 ③心身障害者扶養共済制度 ④特別児童扶養手当 ⑤障害児福祉手当 ⑥特別障害者手当 ⑦児童扶養手当	
雇用・労働	①障害者の雇用の促進等に関する法律 ②雇用保険法 ③一般職の職員の給与に関する法律	①最低賃金法
労働災害	①労働基準法 ②労働者災害補償保険法 ③国家公務員災害補償法 ④警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律 ⑤河川法	
戦傷	①恩給法 ②戦傷病者戦没者遺族等援護法 ③戦傷病者特別援護法	
税制	①所得税法 ②地方税法 ③相続税法	①関税定率法
交通	①道路交通法 ②自動車損害賠償保障法 ③身体障害者旅客運賃割引規則 ④知的障害者旅客運賃割引規則	①高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律
建築	①都市基盤整備公団法 ②公営住宅法 ③都市基盤整備公団法	①高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
通信		①身体障害者の利便の増進に資する通信・放

		送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律 ②放送法
児童・教育	①児童福祉法 ②学校教育法	
国家賠償	①予防接種法 ②公害健康被害の補償等に関する法律 ③医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法 ④原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	
権利関係	①公職選挙法	①著作権法
災害関係	①災害弔慰金の支給等に関する法律	①災害対策基本法
資格関係	①あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律	
刑法関係		①刑法 ②酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律
その他		①石油需給適正化法 ②国有財産特別措置法

表4-3-4 身体障害者福祉法の障害認定基準

<p>身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）</p> <p>1級 ①両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ）の和が0.01以下のもの</p> <p>②1両上肢の機能を全廃したもの</p> <p>②2両上肢を手関節以上で欠くもの</p> <p>③1両下肢の機能を全廃したもの</p> <p>③2両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの</p> <p>④体幹の機能障害により座っていることができないもの</p> <p>⑤1不随意運動・失調等により日常生活動作がほとんど不可能なもの（上肢機能）</p> <p>⑤2不随意運動・失調等により歩行が困難なもの（移動機能）</p> <p>⑥心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</p> <p>⑦腎臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</p> <p>⑧呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</p> <p>⑨膀胱又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</p> <p>⑩小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの</p> <p>⑪ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの</p> <p>2級 ①1両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの</p>	
---	--

- ①2 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 95%以上のもの
- ②両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの（両耳全ろう）
- ③1 両上肢の機能の著しい障害
- ③2 両上肢のすべての指を欠くもの
- ③3 一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの
- ③4 一上肢の機能を全廃したもの
- ④1 両下肢の機能の著しい障害
- ④2 両下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
- ⑤1 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの
- ⑤2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
- ⑥1 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの（上肢機能）
- ⑥2 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの（移動機能）
- ⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの

- 3 級
- ①1 両眼の視力の和が 0.05 以上 0.08 以下のもの
 - ①2 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が 90%以上のもの
 - ②両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解しないもの）
 - ③平衡機能の極めて著しい障害
 - ④音声機能、言語機能又は咀嚼機能の喪失
 - ⑤1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
 - ⑤2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの
 - ⑤3 一上肢の機能の著しい障害
 - ⑤4 一上肢のすべての指を欠くもの
 - ⑤5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
 - ⑥1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの
 - ⑥2 一下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
 - ⑥3 一下肢の機能を全廃したもの
 - ⑦体幹の機能障害により歩行が困難なもの
 - ⑧1 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの（上肢機能）
 - ⑧2 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの（移動機能）
 - ⑨心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
 - ⑩腎臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
 - ⑪呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
 - ⑫膀胱又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
 - ⑬小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
 - ⑭ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）

- 4 級
- ①1 両眼の視力の和が 0.09 以上 0.12 以下のもの
 - ②2 両眼の視野がそれぞれ 10 度以内のもの
 - ③1 両耳の聴力レベルが 80 デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの）
 - ④音声機能、言語機能又は咀嚼機能の著しい障害
 - ⑤1 両上肢のおや指を欠くもの

- ⑤2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの
- ⑤3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの
- ⑤4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- ⑤5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの
- ⑤6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの
- ⑤7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの
- ⑤8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
- ⑥1 両下肢のすべての指を欠くもの
- ⑥2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの
- ⑥3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
- ⑥4 一下肢の機能の著しい障害
- ⑥5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
- ⑥6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
- ⑦1 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの（上肢機能）
- ⑦2 不随運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの（移動機能）
- ⑧ 心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
- ⑨ 腎臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
- ⑩ 呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
- ⑪ 膀胱又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
- ⑫ 小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
- ⑬ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの

- 5級
- ①1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの
 - ①2 両眼による視野の2分の1以上欠けているもの
 - ② 平衡機能の著しい障害
 - ③1 両上肢のおや指の機能の著しい障害
 - ③2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害
 - ③3 一上肢のおや指を欠くもの
 - ③4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの
 - ③5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害
 - ③6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
 - ④1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害
 - ④2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの
 - ④3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は15分の1以上短いもの
 - ⑤ 体幹の機能の著しい障害
 - ⑥1 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの（上肢機能）
 - ⑥2 不随運動・失調等による社会での日常生活活動に支障のあるもの（移動機能）

- 6級
- ① 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を越えるもの
 - ②1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発生された会話を理解し得ないもの）
 - ②2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
 - ③1 一上肢のおや指の機能の著しい障害
 - ③2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの
 - ③3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの

- ④1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- ④2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
- ⑤1 不随運動・失調等により上肢の機能の劣るもの（上肢機能）
- ⑤2 不随運動・失調等により移動機能の劣るもの（移動機能）

- 7 級
- ①1 一上肢の機能の軽度の障害
 - ①2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
 - ①3 一上肢の手指の機能の軽度の障害
 - ①4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害
 - ①5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの
 - ①6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
 - ②1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害
 - ②2 一下肢の機能の軽度の障害
 - ②3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害
 - ②4 一下肢のすべての指を欠くもの
 - ②5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの
 - ②6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
 - ③1 上肢に不随運動・失調等を有するもの（上肢機能）
 - ③2 下肢に不随意運動・失調等を有するもの（移動機能）

（備考）

- 1 同一の等級において2つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。
- 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害を含むものとする。
- 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

表4-3-5 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の認定基準

- a 両眼の視力の和が0.04以下の者
- b 両耳の聴力レベルが100dB以上のもの
- c 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くものもしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- d 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- e 体幹の機能に座っていることが出来ない程度又は立ち上がることが出来ない程度の障害を有するもの
- f a～eまでに掲げるものの外、身体機能の障害又は長期にわたる安静を要する病状がa～fまでと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- g 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

表4-3-6 国民年金法の障害認定基準

1級	1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
2級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4 咀嚼の機能を欠くもの
	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7 両上肢のおや指とひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9 1上肢のすべての指を欠くもの
	10 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13 1下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの
(備考)	視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

表4-3-6 厚生年金法の障害認定基準

1級と2級は、国民年金と同じ	
3級	1 両眼の視力の和が0.1以下に減じたもの
	2 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
	3 咀嚼又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
	4 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
	5 1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの

- 6 1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したものの
- 7 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
- 8 1上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの
- 9 おや指及びひとさし指併せて1上肢の四指の用を廃したものの
- 10 1下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
- 11 両下肢の十趾の用を廃したものの
- 12 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
- 13 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
- 14 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すものであって、厚生大臣が定めるもの

(備考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾の用を廃したものとは、第1趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節間関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

障害手当金

- 1 両眼の視力が0.6以下に減じたもの
- 2 1眼の視力が0.1以下に減じたもの
- 3 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
- 4 両眼による視野が2分の1以上欠損したもの又は両眼の視野が10度以内のもの
- 5 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を有するもの
- 6 1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの
- 7 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
- 8 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
- 9 脊柱の機能の障害を残すもの
- 10 1上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
- 11 1下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障害を残すもの
- 12 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの
- 13 長管状骨に著しい変形を残すもの
- 14 1上肢の2指以上を失ったもの
- 15 1上肢のひとさし指を失ったもの
- 16 1上肢の3指以上の用を廃したものの
- 17 ひとさし指を併せ1上肢の2指の用を廃したものの
- 18 1上肢のおや指の用を廃したものの
- 19 1下肢の第1趾又は他の4趾以上失ったもの
- 20 1下肢の5趾の用を廃したものの
- 21 全各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
- 22 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

(備考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節関節以上を失ったものをいう。
- 3 指の用を廃したものとは、指の末節の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節関節（おや指に又は指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 趾を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 趾の用を廃したものとは、第 1 趾は末節の半分以上、その他の趾は遠位趾節間関節以上を失ったもの又は中足趾節関節若しくは近位趾節間関節（第一趾にあっては趾節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

表 4-3-7 労働者災害補償保険法の障害認定基準

- 第 1 級 ①神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの
 ②胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの
 ③両眼が失明しているもの
 ④咀嚼及び言語の機能を廃しているもの
 ⑤両上肢をひじ関節以上で失っているもの
 ⑥両上肢の用を全廃しているもの
 ⑦両下肢をひざ関節以上で失っているもの
 ⑧両下肢の用を全廃しているもの
 ⑨前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
- 第 2 級 ①神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの
 ②胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの
 ③両眼の視力の和が 0.02 以下になっているもの
 ④両上肢を腕関節以上で失ったもの
 ⑤両下肢を足関節以上で失ったもの
 ⑥前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
- 第 3 級 ①神経系統の機能又は著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
 ②胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの
 ③一眼が失明し、他眼の視力が 0.06 以下になっているもの
 ④咀嚼又は言語の機能を廃しているもの
 ⑤両手の手指の全部を失ったもの
 ⑥第 1 号及び第 2 号に定めるもののほか常に労務に服することができないものその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

(別表 7) 障害等級表 (第 14 条、第 15 条、第 18 条の 8 関係)

- 第 1 級 ①両眼が失明したもの
 ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの
 ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 ⑤削除
 ⑥両上肢をひじ関節以上で失ったもの
 ⑦両上肢の用を全廃したもの
 ⑧両下肢をひざ関節以上で失ったもの
 ⑨両下肢の用を全廃したもの
- 第 2 級 ①一眼が失明し、他眼の視力が 0.02 以下になったもの
 ②両眼の視力が 0.02 以下になったもの
 ②の 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

- ②の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
- ③両上肢を腕関節以上で失ったもの
- ④両下肢を足関節以上で失ったもの

- 第3級
- ①一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
 - ②咀嚼又は言語の機能を廃したもの
 - ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
 - ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
 - ⑤両手の手指の全部を失ったもの

- 第4級
- ①両眼の視力が0.06以下になったもの
 - ②咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
 - ③両耳の聴力を全く失ったもの
 - ④一上肢をひじ関節以上で失ったもの
 - ⑤一下肢をひざ関節以上で失ったもの
 - ⑥両手の手指の全部の用を廃したもの
 - ⑦両足をリスフラン関節以上で失ったもの

- 第5級
- ①一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの
 - ①の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
 - ①の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
 - ②一上肢を腕関節以上で失ったもの
 - ③一下肢を足関節以上で失ったもの
 - ④一上肢の用を全廃したもの
 - ⑤一下肢の用を全廃したもの
 - ⑥両足の足指の全部を失ったもの

- 第6級
- ①両眼の視力が0.1以下になったもの
 - ②咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
 - ③両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
 - ③の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することが出来ない程度になったもの
 - ④せき柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの
 - ⑤一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
 - ⑥一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
 - ⑦一手の五の手指又は母指及び示指を含み四の手指を失ったもの

- 第7級
- ①一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの
 - ②両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することが出来ない程度になったもの
 - ②の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話をする事が出来ない程度になったもの
 - ③神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
 - ④削除
 - ⑤胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
 - ⑥一手の母指及び示指を失ったもの又は母子若しくは示指を含み三以上の手指を失ったもの
 - ⑦一手の五の手指又は母子及び示指を含み四の手指の用を廃したもの

- ⑧一足をリスフラン関節以上で失ったもの
- ⑨一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの
- ⑩一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの
- ⑪両足の足指の全部の用を廃したもの
- ⑫女性の外ぼうに著しい醜状を残すもの
- ⑬両側のこう丸を失ったもの

- 第 8 級
- ①一眼が失明し、又は一眼の視力が 0.02 以下になったもの
 - ②せき柱に運動障害を残すもの
 - ③一手の母指を含み二の手指を失ったもの
 - ④一手の母指及び示指又は母子若しくは示指を含み三以上の手指の用を廃したのもの
 - ⑤一下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの
 - ⑥一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
 - ⑦一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
 - ⑧一上肢に仮関節を残すもの
 - ⑨一上肢に仮関節を残すもの
 - ⑩一足の足指の全部を失ったもの
 - ⑪ひ臓又は一側の腎臓を失ったもの

- 第 9 級
- ①両眼の視力が 0.6 以下になったもの
 - ②一眼の視力が 0.06 以下になったもの
 - ③両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
 - ④両側のまぶたに著しい障害を残すもの
 - ⑤鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
 - ⑥咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
 - ⑥の 2 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが出来ない程度になったもの
 - ⑥の 3 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
 - ⑦一耳の聴力を全く失ったもの
 - ⑦の 2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
 - ⑦の 3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
 - ⑧一手の母指を失ったもの、示指を含み二の手指を失ったもの又は母指及び示指以外の三の手指を失ったもの
 - ⑨一手の母指を含み二の手指の用を廃したもの
 - ⑩一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの
 - ⑪一足の足指の全部の用を廃したもの
 - ⑫生殖器に著しい障害を残すもの

- 第 10 級
- ①一眼の視力が 0.1 以下になったもの
 - ②咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの
 - ③十四歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
 - ③の 2 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
 - ④耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
 - ⑤一手の示指を失ったもの又は母指及び示指以外の二の手指を失ったもの
 - ⑥一手の母指の用を廃したもの、示指を含み二の手指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の三の手指の用を廃したもの
 - ⑦一下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの

- ⑧一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの
- ⑨一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
- ⑩一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの

- 第 11 級
- ①両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
 - ②両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
 - ③一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
 - ③の 2 10 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
 - ③の 3 両耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
 - ④一耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
 - ⑤せき柱に奇形を残すもの
 - ⑥一手の中指又は薬指を失ったもの
 - ⑦一手の示指の用を廃したもの又は母指及び示指以外の二の手指の用を廃したもの
 - ⑧一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの
 - ⑨胸腹部臓器に障害を残すもの

- 第 12 級
- ①一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
 - ②一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
 - ③七歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
 - ④一耳の耳かくの大部分を欠損したもの
 - ⑤鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの
 - ⑥一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
 - ⑦一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
 - ⑧長管骨に奇形を残すもの
 - ⑨一手の中指又は薬指の用を廃したもの
 - ⑩一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの
 - ⑪一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの
 - ⑫局部にがん固な神経症状を残すもの
 - ⑬男性の外ぼうに著しい醜状を残すもの
 - ⑭女性の外ぼうに醜状を残すもの

- 第 13 級
- ①一眼の視力が 0.6 以下になったもの
 - ②一眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
 - ③両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
 - ③の 2 5 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
 - ④一手の小指を失ったもの
 - ⑤一手の母指の指骨の一部を失ったもの
 - ⑥一手の示指の指骨の一部を失ったもの
 - ⑦一手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの
 - ⑧一下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの
 - ⑨一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの
 - ⑩一足の第二の足指の用をもつもの、第二の足指を含み二の足指用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの

- 第 14 級
- ①一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの
 - ②三歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
 - ②の 2 一耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの

- ③上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
- ④下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
- ⑤一手の小指の用を廃したもの
- ⑥一手の母指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
- ⑦一手の母指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの
- ⑧一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
- ⑨局部に神経症状を残すもの
- ⑩男性の外ぼうに醜状を残すもの

(備考)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては矯正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、母指は指関節、その他の手指は第一指関節以上を失ったものをいう。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節の半分以上を失い、又は中手指関節若しくは第一指関節（母指にあっては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足節指関節若しくは第一指関節（第一の足指にあっては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

表4-3-8 自動車損害賠償保障法の障害認定基準

(別表8) 後遺障害等級表 (令第2条、別表)

- 第1級
- ①両眼が失明したもの
 - ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの
 - ③神経系統の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 - ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 - ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの
 - ⑥両上肢の用を廃したもの
 - ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの
 - ⑧両下肢の用を廃したもの
- 第2級
- ①一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
 - ②両眼の視力が0.02以下になったもの
 - ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
 - ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
 - ⑤両上肢を腕関節以上で失ったもの
 - ⑥両下肢を足関節以上で失ったもの
- 第3級
- ①一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの
 - ②咀嚼又は言語の機能を廃したもの
 - ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することが出来ないもの
 - ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することが出来ないもの
 - ⑤両手の手指を全部失ったもの
- 第4級
- ①両眼の視力が0.06以下になったもの
 - ②咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
 - ③両耳の聴力を全く失ったもの
 - ④一上肢をひじ関節以上で失ったもの
 - ⑤一下肢をひざ関節以上で失ったもの
 - ⑥両手の手指の全部の用を廃したもの

⑦両足をリスフラン関節以上で失ったもの

- 第5級
- ①一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの
 - ②神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
 - ③胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
 - ④一上肢を腕関節以上で失ったもの
 - ⑤一下肢を足関節以上で失ったもの
 - ⑥一上肢の用を全廃したもの
 - ⑦一下肢の用を全廃したもの
 - ⑧両足の足指の全部を失ったもの

- 第6級
- ①両眼の視力が0.1以下になったもの
 - ②咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの
 - ③両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
 - ④一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
 - ⑤脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの
 - ⑥一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
 - ⑦一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの
 - ⑧一手の五の手指又はおや指及びひとさし指を含み四の手指を失ったもの

- 第7級
- ①一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの
 - ②両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
 - ③一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
 - ④神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
 - ⑤胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
 - ⑥一手のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を含み三以上の手指を失ったもの
 - ⑦一手の五の手指又はおや指及びひとさし指を含み四の手指の用を廃したもの
 - ⑧一足をリスフラン関節以上で失ったもの
 - ⑨一上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの
 - ⑩一下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの
 - ⑪両足の足指の全部の用を廃したもの
 - ⑫女子の外貌に著しい醜状を遺すもの
 - ⑬両側の睾丸を失ったもの

- 第8級
- ①一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になったもの
 - ②脊柱に運動障害を残すもの
 - ③一手のおや指を含み二の手指を失ったもの
 - ④一手のおや指及びひとさし指又はおや指若しくはひとさし指を含み三以上の手指の用を廃したもの
 - ⑤一下肢を5センチメートル以上短縮したもの
 - ⑥一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
 - ⑦一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの
 - ⑧一上肢に仮関節を残すもの
 - ⑨一下肢に仮関節を残すもの

- ⑩一足の足指の全部を失ったもの
- ⑪脾臓又は一個の腎臓を失ったもの

第 9 級

- ①両眼の視力が 0.6 以下になったもの
- ②一眼の視力が 0.06 以下になったもの
- ③両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
- ④両眼のまぶたに著しい障害を残すもの
- ⑤鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
- ⑥咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
- ⑦両耳の聴力が 1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
- ⑧一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
- ⑨一耳の聴力を全く失ったもの
- ⑩神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限を受けるもの
- ⑪胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限を受けるもの
- ⑫一手のおや指を失ったもの、ひとさし指を含み 2 の手指を失ったもの又はおや指及びひとさし指以外の 3 の手指を失ったもの
- ⑬一手のおや指を含み 2 の手指の用を廃したもの
- ⑭一足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの
- ⑮一足の足指の全部を失ったもの
- ⑯生殖器に著しい障害を残すもの

第 10 級

- ①一眼の視力が 0.1 以下になったもの
- ②咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの
- ③14 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
- ④両耳の聴力が 1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの
- ⑤一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの
- ⑥一手のひとさし指を失ったもの又はおや指及びひとさし指以外の二の手指を失ったもの
- ⑦一手のおや指の用を廃したもの、ひとさし指を含み二の手指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の三の手指の用を廃したもの
- ⑧一下肢を 3 センチメートル以上短縮したもの
- ⑨一足の第一の足指又は他の四の足指を失ったもの
- ⑩一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
- ⑪一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの

第 11 級

- ①両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
- ②両眼のまぶたに著しい障害を残すもの
- ③一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
- ④10 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
- ⑤両耳の聴力が 1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
- ⑥一耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
- ⑦脊柱に奇形を残すもの
- ⑧一手のなか指又はくすり指を失ったもの
- ⑨一手のひとさし指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の二の手指の用を

廃したもの

- ⑩一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの
- ⑪胸腹部臓器に障害を残すもの

- 第 12 級
- ①一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
 - ②一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
 - ③7 歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
 - ④一耳の耳殻の大部分を欠損したもの
 - ⑤鎖骨、胸骨、ろっ骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの
 - ⑥一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
 - ⑦一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
 - ⑧長管骨に奇形を残すもの
 - ⑨一手のなか指又はくすり指の用を廃したもの
 - ⑩一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの
 - ⑪一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの
 - ⑫局部に頑固な神経症状を残すもの
 - ⑬男子の外貌に著しい醜状を残すもの
 - ⑭女子の外貌に醜状を残すもの

- 第 13 級
- ①一眼の視力が 0.6 以下になったもの
 - ②一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの
 - ③両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
 - ④5 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
 - ⑤一手のこ指を失ったもの
 - ⑥一手のおや指の指骨の一部を失ったもの
 - ⑦一手のひとさし指の指骨の一部を失ったもの
 - ⑧一手のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなったもの
 - ⑨一下肢を 1 センチメートル以上短縮したもの
 - ⑩一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの
 - ⑪一足の第二の足指の用を廃したもの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したもの

- 第 14 級
- ①一眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの
 - ②3 歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
 - ③一耳の聴力が 1 メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
 - ④上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
 - ⑤下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの
 - ⑥一手のこ指の用を廃したもの
 - ⑦一手のおや指及びひとさし指以外の手指の指骨の一部を失ったもの
 - ⑧一手のおや指及びひとさし指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの
 - ⑨一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したもの
 - ⑩局部に神経症状を残すもの
 - ⑪男子の外貌に醜状を残すもの

表 4-3-9 自動車事故被害者に対する生活資金の貸し付け及び介護料の支給（自動車事故対策センター法）による障害認定基準

7、自動車事故により脳損傷を生じ、次に該当する重度の精神神経障害が 3 月以上継続する状態にあるため、常時介護を必要とする者（54 年 8 月 1 日から支給）

1. 自力移動が不可能である。
 2. 自力摂食が不可能である。
 3. 尿失禁状態にある。
 4. 眼球はかろうじて物を追うこともあるが、認識はできない。
 5. 声は出しても、意味のある発言は全く不可能である。
 6. 眼を開け、手を握れというような簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通は不可能である。
- イ、自動車事故により高位の頸髄に横断損傷を生じ、四肢体幹の運動及び知覚に完全麻痺があり、次に該当する重度の神経障害が3月以上継続する状態にあるため常時介護を必要とする者（56年10月1日から支給）
1. 上記1.～3.までに該当する状態である。
 2. 人工介添呼吸が必要な状態である。

表4-3-10 障害者の雇用促進等に関する法律による障害認定基準

- (1) 視覚障害
次に掲げる視覚障害で永続するもの
 - ①両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ）がそれぞれ0.1以下のもの
 - ②一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
 - ③両眼による視野がそれぞれ10度以下のもの
 - ④両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
- (2) 聴覚、平衡機能障害
次に掲げる聴覚又は平衡機能障害で永続するもの
 - ①両耳の聴力レベルがそれぞれ70dB以上のもの
 - ②一耳の聴力損失が90dB以上、他耳の聴力損失が50dB以上のもの
 - ③両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの
 - ④平衡機能の著しい障害
- (3) 次に掲げる音声機能、言語機能又は咀嚼機能
 - ①音声機能、言語機能又は咀嚼機能の喪失
 - ②音声機能、言語機能又は咀嚼機能の著しい障害で、永続するもの
- (4) 次に掲げる肢体不自由
 - ①一上肢、一下肢又は体感の機能の著しい障害で永続するもの
 - ②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - ③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - ④一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
 - ⑤両下肢のすべての指を欠くもの
 - ⑥①～⑤までに掲げるもののほか、その程度が①～⑤までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害。
- (5) 心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

表4-3-11 所得税法による障害認定基準

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 障害者 | (1) 心神喪失の常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で |
|-----|---------------------------------------|